

大口町告示第112号

大口町指定外予防接種費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年12月23日

大口町長 鈴木雅博

大口町指定外予防接種費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町指定外予防接種費助成事業実施要綱（平成20年大口町告示第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項後段を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

大口町指定外予防接種費助成事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(費用の請求)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項による請求額は、領収証明書の額と一般社団法人尾北医師会との間において締結した予防接種料金の額のいずれか低いほうの額とする。</p>	<p>(費用の請求)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項による請求額は、領収証明書の額と一般社団法人尾北医師会との間において締結した予防接種料金の額のいずれか低いほうの額とする。<u>なお、BCG予防接種を実施した場合は、領収証明書の額と愛知県内広域予防接種個別委託料単価のいずれか低いほうの額とする。</u></p>